

犯罪防止および犯罪者の処遇に関する 国連会議

1995年4月29日～5月8日
エジプト, カイロ



国際連合広報センター

国連犯罪防止会議

5年ごとに開かれる「犯罪防止および犯罪者の処遇に関する国連会議」"The United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders"は、情報と経験を交換し、刑事裁判の実践を比較し、犯罪に対する実行可能な解決法を模索するとともに、国際的な活動を促進することを目的とした、地球規模の一大フォーラムである。国連犯罪会議においては、世界各国の政府代表、犯罪防止および刑事裁判の専門家、国際的に著名な学者、並びに、政府間機関および政府機関のメンバーが、一堂に会することになっている。この会議における勧告は、犯罪防止・刑事裁判委員会を通じて公表され、国連の立法機関（総会および経済社会理事会）並びに各国および地方政府の刑事裁判に関する政策および実践にインパクトを与えている。

5年に1度の犯罪会議は、旧国際刑罰・懲罰委員会（IPPC）によって確立された伝統を引き継ぐものである。主としてヨーロッパ諸国の専門家および実務者から構成されていたIPPCは、1885年から1910年まで、および、1925年から1935年まで、それぞれ5年ごとに会議を開催したが、この後者の期間において、IPPCは、国際連盟の下で活動を行っていた。IPPCは、1950年12月1日付の国連総会決議第415（V）号によって解散し、その機能と公文書は、1951年に国連へ移転された。

国連犯罪会議は、当初、刑罰学および青少年犯罪者の処遇に重点を置いていたが、その活動範囲は後に拡大され、犯罪抑制と社会・経済発展との関係、および、国境を越えた犯罪への国際的な対応などの問題も含むようになった。

第1回会議

第1回犯罪会議は、1955年、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催された。第1回会議は、少年犯罪者の処遇および囚人の処遇（両者の数とも、終戦後のヨーロッパにおいて劇的に増大した）に重点を置き、「開放的な」刑務所および矯正施設の可能性、刑務所職員の選抜と訓練、並びに、囚人労働の適切な利用を討議した。この会議には、61の国および地域の代表512名、政府間機関および非政府機関からのオブザーバーおよび代表、並びに、235名の個人参加者が出席した。

第1回会議は、国際連盟が推進していたIPPC基準修正に基づいて、囚人の処遇に関する一連の標準最低規則を採択した。この標準最低規則は、後に国連経済社会理事会によって承認され、刑事裁判の運営に関する国際的なモデル、基準、規範および指針の雛形となった。

第2回会議

青少年の非行など、高度経済成長にともなう社会的変革の結果発生した犯罪は、1960年にロンドンで開催された犯罪会議の中心議題となった。議題の範囲は、第1回会議よりも広げら

れ、青少年非行防止のための特別警察業務、青少年の非行に対するマスメディアのインパクト、犯罪予防における国家計画の役割、短期懲役および囚人労働の諸問題、並びに、釈放された犯罪者の社会復帰などが含まれた。

第3回会議

新たに独立した第3世界諸国は、1965年のストックホルムにおける第3回会議に、初めて大挙して出席した。参加74政府の代表、および、総計で1,000名を超える参加者は、社会変革と犯罪の関係、犯罪防止のためのコミュニティー活動、再犯の削減、保護監察方針、並びに、青少年を対象とした予防および処遇措置に関する政策を策定した。

第4回会議

1970年に京都で開催された第4回会議は、ヨーロッパ以外での最初の会議となった。「犯罪と開発」が基調テーマとなり、犯罪防止政策の開発計画への統合、社会防衛政策に関する研究およびコミュニティーに基盤を置いた犯罪防止が特別な重点事項となった。また、第4回会議においては、囚人の処遇に関する標準最低規則の国別の実施状況が話し合われた。加盟国を調査した結果、標準規則は、数百万人の囚人の基本的人権の向上に貢献していることが判明した。

第5回会議

ジュネーブで開催された第5回会議のテーマは、「犯罪の防止と抑制—今世紀最後の25年間の課題」であった。世界101カ国および数多くの機関からの1,000名近い代表者は、表面上は合法的なビジネスにおける組織的犯罪の役割、薬物およびアルコール乱用による犯罪行為、テロリズムなど、国内・国際的な犯罪および暴力の形態と規模の変化について話し合った。被害者補償のコンセプトも討議された。

1975年のこの会議では、経済的権力濫用、麻薬密輸、テロリズム、窃盗および文化遺産の破壊、個人間の暴力、並びに、警察に対する要望の変化に関する勧告が採択された。第5回会議はまた、拷問禁止宣言を承認したが、これは同年中に国連総会によって採択され、1987年には国際条約として発行した。この条約は、当事国に対して、拷問を犯罪とし、違反を告訴するとともに、有罪と判定された者を処罰することを義務づけている。第5回会議はまた、法律執行職員に関する素行規則の素案を作成したが、この素行規則は、1979年、国連総会によって採択された。

第6回会議

1980年、犯罪会議は初めて開発途上国（ベネズエラ）で開催された。第6回会議には、加盟国65カ国から国連が受け取った情報に基づく、最初の詳細な世界的犯罪調査書が提出された。この調査により、先進国および途上国双方のほとんどが暴力と犯罪行為の激化に直面しているこ

と、犯罪が新たな形態と規模を取ってきていること、並びに、従来の犯罪防止・抑制措置が機能しなくなっていることが明らかになった。

第6回会議の基調テーマは、「犯罪防止と生活の質」であった。国連の規範および指針は、政府が人権を保全しながら効果的に犯罪に対処するための重要な道具として認められた。青少年の処罰は、全ての子どもに対する社会的正義の保証の文脈で捉えられ、犯罪は権力濫用との関連で検討された。

この会議の産物として、カラカス宣言が採択されたが、これは、犯罪防止を広範囲の人類の懸案および努力にリンクさせる、最初の包括的な文書となった。カラカス宣言は、青少年の処罰のための標準最低規則、犯罪防止への一般民衆の参加、統計の改善および法制外の処刑の撲滅に関する勧告を伴っており、1980年の国連総会の承認を得た。

第7回会議

1985年にイタリアのミラノで開催された第7回会議のテーマは、「自由、公正、平和および開発のための犯罪防止」であった。会議の主たる最終文書、ミラノ行動計画は、後に国連総会によって承認された。この行動計画は、資金の配分、行動指向の研究および開発途上国への技術援助を含む、犯罪防止と刑事裁判に関する全世界的プログラムを詳細に規定するものであった。

第7回会議は、他にも5つの文書を承認したが、これらは、犯罪防止の開発計画への組入れ、青少年を対象とする司法の運営、犯罪被害者に対する公正、司法の独立、並びに、外国人の囚人の移送および処遇に関する基準を設定するものであった。

第8回会議

1990年の国連犯罪会議は、再びその場所をラテンアメリカに移し、ハバナのパラシオ・デ・コンベンシオネスで開催された。127カ国からの1,400名を超える参加者は、考古学的財産の窃盗、有害廃棄物の海洋投棄、麻薬の国際的な密輸の拡大、並びに、薬物乱用と後天性免疫不全症候群（AIDS）との致命的な関連および囚人の間でのこの両者の蔓延について、討議を行った。

第8回会議は、刑事事件コンピューター・ネットワーク、組織的犯罪による利益の没収および銀行記録調査についての法律規定、並びに、犯罪抑制を社会経済開発に関連づける試みの広がりに関する情報を配付した。会議ではまた、コミュニティーを基盤とする犯罪防止および刑務所に代わる非拘留処罰手段の発展についても検討が行われた。

第8回会議は、これまでの会議全体を上回る数の国際的文書を作成した。その中の5つのモデル条約は、各国の政府間の交渉の指針となりうる2国間協定案である。モデル条約は、犯罪者引渡し、犯罪捜査における相互的援助、刑事訴追手続の移転、犯罪者監視の移転、および、国民の文化的遺産を侵害する犯罪の防止を網羅している。

会議はまた、国連の犯罪防止・刑事裁判プログラムの再検討を行うために、政府間作業グループの設置を要求する決議を採択した。作業グループの調査結果は、1991年にフランスのベルサイユで開催された閣僚級サミットの基礎となり、最終的には、国連犯罪防止・抑制委員会に代わって、犯罪防止・刑事裁判委員会が新設されるきっかけとなった。

第9回会議

1995年4月29日から5月8日までエジプトのカイロで開催予定の第9回会議は、国連の刑事裁判に関する行動範囲をさらに広げることになっている。主な議題としては、国際的協力の強化とマネー・ロンダリングに関する規制の強化により、国際的犯罪シンジケートおよび経済的犯罪に対処するための計画があげられている。また、環境に対する犯罪、並びに、暴力的犯罪、都市犯罪、青少年犯罪および婦女暴行に対して用いられるべき戦略という、新たな法律上の領域策定を目的とした討議も行われることになっている。技術援助の分野においては、開発途上国の刑事裁判制度の強化への援助が中心に議論される予定である。

第9回会議の準備として、1994年には、タイのバンコク、ウガンダのカンパラ、オーストリアのウィーン、コスタリカのサンホセおよびヨルダンのアンマンで、地域会合が開催されている。

第9回会議の組織的犯罪に関する討議は、1994年に開催された他の2つの会合、即ち、6月17日から21日までイタリアのクールマイヨールで開催されたマネー・ロンダリングと犯罪利益規制に関する国際会議、および、11月21日から23日まで、これもイタリアのナポリで開催された国際的組織犯罪に関する世界閣僚級会議の成果を基に行われる予定である。

SOC/CP/DPI/1643

1995年4月20日

国際連合広報センター

東京都渋谷区神宮前5丁目53-70
国連大学ビル8階

〒150 電話：03-5467-4451

FAX：03-5467-4455